

介護予防・日常生活支援総合事業について

高齢者が住みなれた地域での生活を継続できるように地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自ら持つ能力を最大限に活かして要介護状態になることを予防することが大切です。

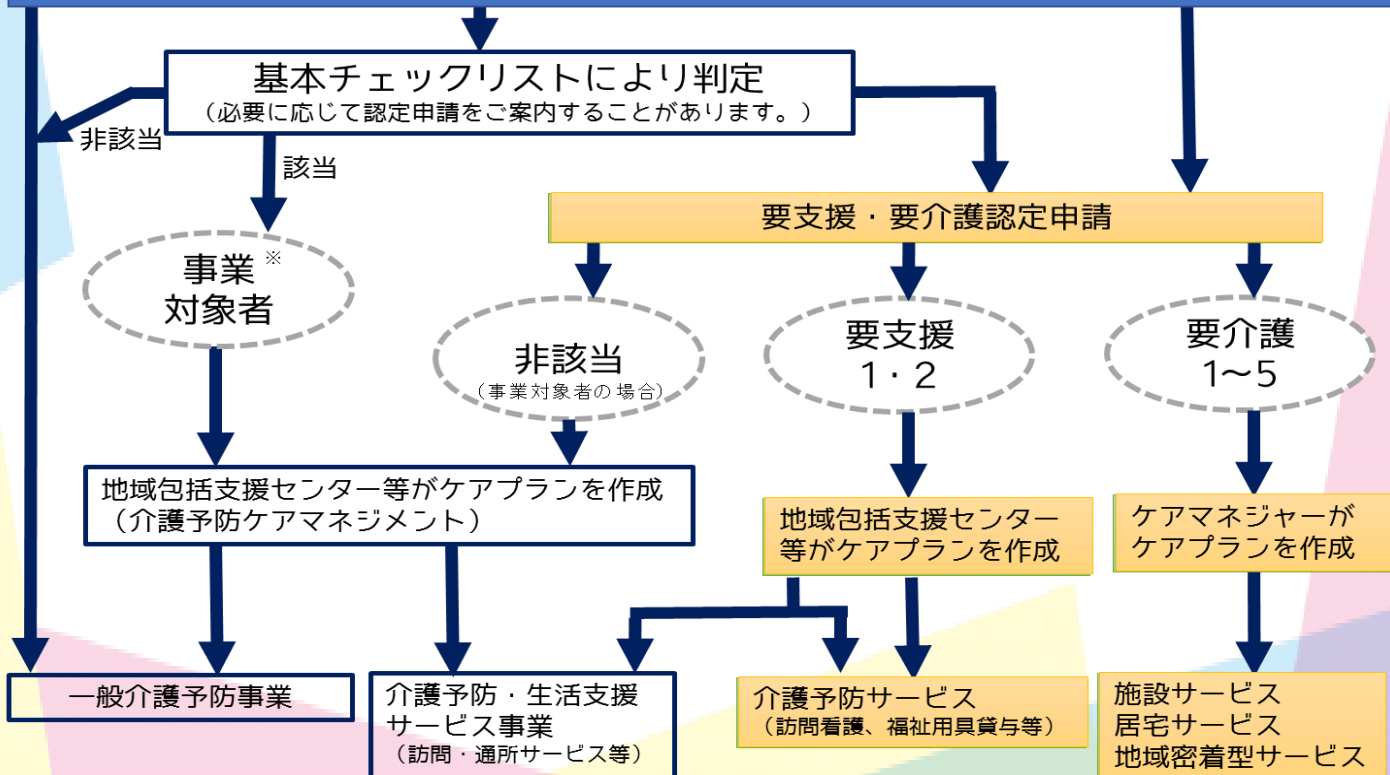
そのためのしくみとして、平成27年の介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が始まりました。

総合事業では、要支援者の方や要支援者になるおそれのある方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があり、介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行います。



総合事業利用手順

地域包括支援センター、福祉課介護保険係、各地域局健康福祉係にご相談ください
(介護保険制度と新しい総合事業についてご説明します。)



※介護予防・生活支援サービス事業対象者

一般介護予防事業内容

65歳以上（第1号被保険者）の方やその活動を支援する方が利用できます。地域の公民館等で介護予防の知識を学び、介護予防の活動を継続できるよう支援します。

いきいきサロン

高齢者の方が身近な場所で集える場（サロン）を増やします。（サロンの開設や運営の支援を行います）

介護予防 いきいき講座

地域の公民館に専門職が出向き、「地域づくり」「元気体操お試し体験」「閉じこもり予防」など実技を取り入れた健康教育を行います。

元気体操 サークル事業

週に1回開催を基本とし、地域が実施する体操教室です。（開設や運営の支援を行います）

認知症サポーター 養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である、サポーターを養成します。

介護予防サポーター 養成講座

介護予防について正しく理解し、地域で自主的に介護予防の取組を実践したり、地域の高齢者の元気を支援するサポーターを養成します。

転びにくい 体づくり教室

体操やレクリエーションを通じて、からだづくり。正しい歩き方や元気の秘訣を学ぶ教室です。

元気体操サークル事業

週に1回の運動をメインとした自主的な地域づくり。

実施場所は各地域の公民館など。

唱歌に合わせて、セラバンドを用いた柔軟体操や筋力アップ体操を実施します。

♪サークルでは主にこんなことをしています

- ①ラジオ体操
- ②唱歌に合わせた体操
 - ・365歩のマーチ(足踏み体操)
 - ・もみじ(棒体操 上下)
 - ・ふじの山(棒体操 左右)
 - ・ふるさと(上背の運動)
 - ・茶摘み(下肢ストレッチ)
 - ・上を向いて歩こう(下肢筋力アップ)
- ③町民歌いきいき体操



★定期的に体力測定、健康講話などを健康課、生涯学習課と一緒に実施し、活動を支援していきます。

介護予防・生活支援サービス事業内容

訪問型サービス

▼ホームヘルパーやシルバー人材センター会員による掃除や洗濯などの生活援助サービス、リハビリ専門職による生活機能や運動機能の改善に向けたサービスを提供します。

【自立援助訪問型サービス事業】(従前相当の訪問介護サービス)
既存の訪問介護事業所による身体介護や生活支援

【家事援助事業】(詳しくは別紙「介護予防・生活支援サービス事業について」のとおり)
シルバー人材センターや民間業者による掃除・洗濯等の生活支援

【いきいき訪問事業】(詳しくは別紙「介護予防・生活支援サービス事業について」のとおり)
リハビリ専門職によるご自宅での運動機能向上のための運動や日常生活動作等の改善のための助言・指導及び環境調整の支援

通所型サービス

▼デイサービスや社会福祉協議会などで、運動機能向上や生活支援などサービスを提供します。

【自立援助通所型サービス事業】(従前相当の通所介護サービス)
既存のデイサービスでの機能訓練や入浴、食事の介護等

【元気デイサービス事業】(詳しくは別紙「介護予防・生活支援サービス事業について」のとおり)
社会福祉協議会等で行う、運動を中心とした介護予防教室

介護予防ケアマネジメント

▼介護が必要な状態になることを可能な限り防ぎ、要介護状態になっても状態が悪化しないように支援することを介護予防ケアマネジメントといいます。地域包括支援センターが中心となり、みなさまが、自立した生活をしていくための計画(ケアプラン)を作成します。